久留米市公告第 328 号

久留米市職員等の旅費計算等業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和８年１１月25 日

久留米市長　原口　新五

1　業務の概要

(1)　業務名

久留米市職員等の旅費計算等業務

(2)　業務内容

「久留米市職員等の旅費計算等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)　業務期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

(4)　業務場所

久留米市内及び受注者事業所内

2　提案上限額

11,000,000 円（消費税額及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3　参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　久留米市から指名停止措置を受けていないこと。

(3)　国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(4)　参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。

・久留米市内　県税及び市税

・久留米市以外の福岡県内　県税

(5)　電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8)　旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第６条の４第１項に規定する旅行業者で、かつ、同法第 10 条に規定する旅行業務に関する令和５年度から令和７年度までの取引額の１年度の平均が２億円以上の者であること。

4　選考方法

上記３の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を久留米市職員等の旅費計算等業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5　応募手続等

(1)　担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地３

久留米市総務部人事厚生課（担当 池田・鴻江）

電話 0942-30-9056 ファクシミリ 0942-30-9706

電子メールアドレス jinji@city.kurume.lg.jp